

令和5年5月15日

病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構  
薬剤師会委員・病院薬剤師会委員  
大学委員各位

病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構  
委員長 三宅勝志（公印省略）

## COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の感染拡大防止への対応について

中国四国地区調整機構では当該感染症が5類への移行に伴い、新たに感染防止と学修機会の確保の両立を原則として、実務実習における基本的な留意事項を取りまとめましたのでよろしくお願い申し上げます。

### (1) 実習開始前の注意事項

- 実習生は平素から学内で修得した標準予防策・感染経路別予防策を再確認し、感染の可能性が高い状況においては不織布マスクの着用、衛生的手指消毒を実践し、施設での実習に備えておくこと
- 実習生は、特に施設からの指示がない場合は所属大学近郊の施設での実習および県外移動を伴うふるさと実習においても原則実習開始1週間前には当該実習地に移動し、健康観察(検温・体温)に関する記録をとり、実習初日に施設に提示すること
- 全ての実習生は原則として当該実習地に移動後は原則県域を越える移動をせず、会食・会合等を控え、アルバイトを自粛すること

### (2) 実習期間中の注意事項

- 実習生は自らの安全を確保し滞りなく実習を進めるため、実習施設内外に関わらず、原則として常時マスクを着用し、衛生的手指消毒を実践すること
- 実習期間中の行動は前項(1)の注意事項に留意し、県域を越える通学が避けられない際は実習施設と大学で協議を行うこと
- 発熱、咳嗽等の風邪様症状や倦怠感など体調に少しでも異変を感じた際は、自宅待機とし速やかに指導薬剤師と大学に連絡し、その協議結果に基づく指示(検査・受診など)に従うこと
- 検査で陽性と判断された場合は発症後5日間の自宅待機とし、再開に関しては実習施設と大学間で協議すること
- 同居する家族などが感染した場合は指導薬剤師と大学に連絡し自宅待機とした後、それ以降の実習参加については施設と協議すること
- 大学は実習生が実習施設の感染防止対策及び行動規範を遵守して体調管理を行うことを徹底する
- 感染症により実習が中断した期間の補完については実習施設と大学間で協議すること

### (3) 遠隔実習について

- 実習施設で対面実習が困難になった際は遠隔実習等により、原則、実習を継続する。遠隔実習の実施例として、①WEB 日誌システムのメール機能を活用して課題に取り組む、②ZOOM 等のオンライン会議を利用して、服薬指導のロールプレイや討論を行う。課題については自施設の症例や成書の症例に対する取り組みなどがあげられること

※令和2年4月17日、8月7日、令和3年2月1日、令和4年2月1日、令和5年1月24日発出文書を感染症の分類が5類に移行した現状に合わせて修正し、今回、通知致します。